

国民年金保险费免除制度・缓纳制度

因为经济方面等理由而无法缴纳国民年金保险费时可以利用以下制度：免除保险费称为「免除制度」，缓期缴纳保险费制度称为「納付猶予制度」。经承认后，可以适用以下事项：

- ① 承认期间虽然没有缴纳国民年金保险费，但是仍旧可以加算领取老龄基础年金的加入期间。
- ② 承认期间虽然没有缴纳国民年金保险费，但是仍旧可以加算领取障碍・遗族基础年金的对象期间。
- ③ 有一部分可以反映到领取金额。

请带个人编号卡（或个人编号通知卡及可以确认本人的文件）・年金手册・其他必要文件到保险年金课（市役所1楼）或各支所出張所申请。

→ 保険年金課

Tel. 048-775-5137 / Fax 048-775-9827

こくみんねんきんほけんりょうめんじよせいど のうふゆうよせいど 国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

けいざいてき りゆう こくみんねんきんほけんりょう おさ むづか ばあい ほけんりょう めんじよ めんじよ
経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが難しい場合は、保険料が免除される「免除
せいど ほけんりょう のうふ ゆうよ 「のうふゆうよせいど」 りゆう
制度」、保険料の納付が猶予になる「納付猶予制度」を利用してください。承認されると、次のことが
できます。

- ① しょうにんきかん ろうれいき そねんきん う と ひつよう きかん ふく
承認期間は老龄基礎年金を受け取るのに必要な期間に含まれる
- ② しょうがい いぞく き そねんきん う と たいしよきかん
障害・遺族基礎年金の受け取る対象期間になる
- ③ ねんきんがく いちぶはんえい
年金額に一部反映される

もう こ つうち ほんにんかくにん もの ねんきんてちよう ほか
申し込みは、マイナンバーカード（または通知カードと本人確認ができる物）、年金手帳、その他の
ひつよう しょうい も ほけんねんきんか しやくしよ かい かくししよ しゅつちようじよ
必要な書類を持って、保険年金課（市役所1階）または各支所・出張所へ

→ 保険年金課

Tel. 048-775-5137 Fax 048-775-9827